



療育手帳交付申請の流れ

<日程調整を行うまで>

① 申請

お住まいの市役所（支所等）・町役場に療育手帳交付申請書および調査票を提出していただきます。

★申請に必要なもの★

- ・縦4cm×横3cmの顔写真（ご本人が一人で写っているもの）

～お願い～

申請書には、実際にお住まいの住所をご記入ください。療育手帳は身分を証明するものになります。



お住まいの市役所・町役場から長崎こども・女性・障害者支援センターへ
療育手帳交付申請書および調査票が送られます

② 予約調整

長崎こども・女性・障害者支援センターから来所していただく日の予約調整のお電話をさせていただきます。

<当日の流れ: 18歳以上対象>

- ① 長崎こども・女性・障害者支援センターの
3番窓口で受付



- ② ○ご本人の知能検査
○18歳以前の生育歴と知的な遅れの確認
○保護者への日常生活の様子等の聞き取り



- ③ 同日、又は別日に
精神科医による診察



- ④ 療育手帳に該当の場合、手帳交付
非該当の場合、却下通知送付

以下の診断書（写）をお持ちの方は、診察を省略できます。

○かかりつけ医の診断書（写しでも可）

ただし、以下の2つの条件が必要になります！！

- ① 診断名に 精神発達遅滞 または 精神遅滞、
知的障害、知的発達症の記載があるもの
② 医師の署名・捺印があるもの

この条件を満たせば、書式は任意でかまいません。なお、医療機関で診断書を新たに作成する際は有料になります。

上記の診断書（写）をお持ちの方は、申請書と一緒に市役所・町役場の窓口に提出されるか、予約調整の際にお申し出ください。

<お問い合わせ>

長崎こども・女性・障害者支援センター
更生相談課知的障害者支援班

電話（095）844-6250